

日本政府は韓日会談文書を直ちに公開し、韓日間の壊された信頼を回復せよ

2014年7月25日、東京高等裁判所は韓日会談文書公開訴訟に対する判決を下した。上記判決は、日本外務省が控訴した不開示の部分に対して全面的に日本外務省の主張を認め、原告らが附帯控訴をなした3つの部分を除いたすべての主張を退ける不当なものである。

私たちは上記判決に対して抗議するところであるが、これ以上、上告をしないことにした。

その理由は、外務省は548件の文書を完全公開していたところ、その後、1審判決の勝訴によって、やむを得ず順次公開をするようになったにもかかわらず、その状況が正しく日本では報道されなかった。併せて、今回の東京高等裁判所で原告らが控訴を通して逆転勝訴した部分も全く報道されていない。このような状況において、上告し、裁判に勝ち、公開を勝ち取っても、報道されないならば何の意味があるのか？

したがって、私たちは、これ以上、判決ではなく日本の良識と民主主義の力で関連文書の全面公開を促す。

東京高等裁判所は、2014年7月25日の判決を通して、たとえ韓日協定が締結されてすでに50年近く経過しても、韓日両国の関係は改善が要望されており、北朝鮮との国交正常化交渉はこれから始まる状況であるが、こういう状況で不開示文書が公開されれば北朝鮮側に有利に利用され、文化財に対しては韓国との間にも引渡し問題が再燃されて、独島に対する情報は、韓国との関係で不必要なあつれきを生じさせ、当時の日本高官の率直な発言等が韓国国民を刺激することもあるという理由を認め、日本政府の不当な主張を受け入れた。

すなわち、南北分断を利用して漁夫の利を得たことをどうにか維持し、請求権問題が1965年当時正しく処理されなかった真実が暴かれるのを恐れ、植民支配に対する反省がない日本政府高官らの妄言を隠すことが、結果、日本国民らに有利だという東京高等裁判所のこのような判断は、善良な日本国民の良識にも反し、民主主義の発展に対しても足を引っ張ることになる。

私たちは、このような判断は、侵略戦争の戦犯らの利益を守ろうとすることで、侵略戦争を反省し恒久平和主義を尊重する日本憲法にも反することであると主張する。

したがって今回の原告らの上告の断念を契機に、逆に韓日会談文書を全面公開し、韓日間の信頼関係を回復することを求める。

2014.8.8.

韓日会談文書公開訴訟韓国側原告団一同